

ID: 121

担当部署: 保健福祉課

<b>処分の概要</b>	利用の承諾		
<b>例規名 根拠条項</b>	聖籠町ホットルームとも管理運営規則 第4条第2項		
<b>例規番号</b>	平成14年 規則第11号		
<p><b>【根拠条文】</b>                      (利用申込)                      第四条 ホットルームともを利用する者(以下「利用者」という。)は、事前にホットルームとも利用申込書(別記様式第一号)を町長に提出しなければならない。                      2 町長は、前項の申込書を受理したときは内容を審査し、その結果をホットルームとも利用承諾(不承諾)通知書(別記様式第二号)により、利用者に通知するものとする。</p> <p><b>【基準】</b>                      根拠条文に同じ。</p>			
<b>標準処理期間</b>	5日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成22年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日